

お客様各位

2017年6月15日
株式会社ディノス・セシール

弊社商品の「送りつけ商法（ご注文されていない商品の一方的なお届け）」にご注意ください

弊社商品を利用し、一方的に送りつけて高額な代金を請求するという、悪質な「送りつけ商法」の被害が報告されております。弊社では、お客様からご注文をいただかない限り、商品をお届けしたり、代金をご請求することは一切ございません。こうした「送りつけ商法」には充分にご注意ください。

なお、不審な電話がかかってきたり、万一、実際に被害にあわれた場合は、最寄りの消費生活センターや警察署にご相談ください。